遠野市繁殖雌馬導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、馬産地として藩政時代から継承されている馬の改良増殖を維持し、遠野市の馬事振興施策を活性化することを目的とし、繁殖雌馬を導入した飼養者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、遠野市補助金交付規則(平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - (1) 市内に住所を有し、又は市内に居住しようとする者で厩舎等の飼養環境を確保しているものであること。
 - (2) 花巻農業協同組合の農用馬生産部会員若しくは遠野市乗用馬生産組合員の資格を有する者又は補助金申請年度内において、そのいずれかの組合に加入することを承諾する者であること。
 - (3) 市税等を滞納していない者であること。

(補助対象馬)

- 第3条 補助金の対象となる馬(以下「補助対象馬」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - (1) 購買又は自家保留による導入であること。
 - (2) 導入後6年間繁殖に供すること。
 - (3) 導入時点の馬齢が3歳以下であること。
 - (4) 公益社団法人日本馬事協会登録規程に基づく血統登録(補助血統登録を含む。) 若しく は個体識別証明登録規程に基づく個体識別を受けた馬であること、又は補助金受領後1年 以内に血統登録若しくは個体識別の申込みをすること。
 - (5) 公益社団法人日本馬事協会登録規程事務細則第2条に規定するスポーツホース、乗系種 及び輓系馬であること。

(補助金額等)

第4条 補助対象馬の導入経費に対する補助金の額及び交付の条件は、次のとおりとする。ただし、導入に要した経費に対して国、県又は他の制度による補助金等を充当する場合は、当該補助金等の額を控除した経費を補助対象経費とする。

導入の区分	補助金額	補助金の交付の条件
新規導入	1頭につき 上限 300,000円	(1) 導入後6箇年は繁殖の用に供すること。 (2) 増頭の場合は、補助対象馬導入後の
増頭	1頭につき 上限 100,000円	繁殖雌馬頭数を基準とし、原則として 導入後3箇年は基準頭数を保持するこ と。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象馬を導入した日から当該年度(3月1日から同月末日までの間に引渡しを受けた場合その他の事情があると認められる場合にあっては、当該年度の翌年度)の2月末日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲

げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象馬導入経費の算出根拠となる資料
- (2) 補助対象馬の血統登録書又は個体識別証明書の写し
- (3) 補助対象馬に係る家畜共済告知書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び却下)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該職員に遠野市繁殖雌馬導入支援事業に関する調書(様式第2号)を作成させ、補助金交付の適否を決定するとともに、当該決定の内容について遠野市繁殖雌馬導入支援事業費補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者に対して 補助金を交付するものとする。

(家畜共済への加入等)

第7条 補助事業者は、補助対象馬に対する家畜共済に加入しなければならない。

(繁殖成績等の報告)

第8条 補助事業者は、補助対象馬の繁殖成績及び飼養管理する繁殖雌馬頭数を毎年市長に報告しなければならない。

(廃用処分)

第9条 導入後6箇年以内に補助対象馬を廃用したときは、速やかに廃用理由及び事後の対応 を記載した繁殖雌馬廃用処分報告書(様式第4号)を市長に提出するとともに、原則として 廃用時の品種、年齢が同一である代替雌馬を導入するものとする。

(補助金の返環)

- 第10条 市長は、補助金を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部 又は一部を返還させることができる。
 - (1) この告示の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
 - (3) その他補助金を交付することが適当でないと認められるとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。